

(公社)千葉県労働基準協会連合会役員退職金規程

(適用範囲)

第1条 本会の常勤役員（以下「役員」という。）が退職するときは、在職中の功績、勤怠その他の事情を勘案し、この規程により退職金を支給する。

(退職金の額)

第2条 退職金は、在職期間に応じ別表の基準により支給する。
但し、在職期間が2年に満たない者には支給しない。

(在職期間の計算方法)

第3条 前条の在職期間は、選任された日から退職の日までとする。

2 前項の在職期間には、私傷病による休職期間は導入しない。

(退職金の増額)

第4条 次の各号に該当する事由で退職するときは、第2条の金額に1割を加算した退職金を支給する。

① 死亡したとき

② 業務上の傷病により業務に耐えられないと認めるとき

2 在職中特に功労のあった者に対しては、理事会の決議により、第2条の退職金の額を増額することができる。

(退職金の支給制限)

第5条 就業規則第32条第2項の処分に該当する事由により解任された役員には、退職金を支給しない。但し、事情によっては理事会の決議により、第2条に定める金額の二分の一を限度として支給することができる。

(退職金の支払方法等)

第6条 退職金は、退職後1ヶ月以内に本人が指定する本人名義の金融機関預金口座に振り込むものとする。

2 役員が死亡した場合の退職金受取人の順位は、労働基準法施行規則第42条の規定を準用する。この場合の支払方法は、前項の規定を準用する。

(附 則)

1 本規程は、平成16年4月1日より施行する。

2 本規定は、平成24年4月1日より施行する。

3 本改正規程は、平成24年5月23日より施行する。

別 表

在 職 期 間	支 給 額
2年以上3年未満	350, 000 円
3年以上4年未満	700, 000 円
4年以上5年未満	1, 050, 000 円
5年以上6年未満	1, 400, 000 円
6年以上7年未満	1, 750, 000 円
7年以上	2, 100, 000 円